



澄川団地（北海道札幌市）土地譲受事業者の募集について

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、澄川団地（札幌市）の土地譲受事業者の募集を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

今回募集する土地は、団地再生事業によって整備された敷地です。団地居住者はもとより周辺住宅地で生活する方の利便性向上に資する施設の誘致により、徒歩圏で安全・安心・快適に暮らせる環境の提供の後押しとなることを期待し、民間事業者に譲渡するものです。

お問い合わせは下記へお願いします。

東日本賃貸住宅本部 北海道エリア経営センター 事業計画課（電話）011-223-3702

東日本賃貸住宅本部 総務部 総務課（電話）03-5323-2555

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



土地譲受事業者の募集について

物件概要	団 地 名	澄川団地
	所 在 地	札幌市南区澄川 6 条 3 丁目 203 番 104、105
	譲 渡 面 積	203 番 104 : 5,783.55 m ² 、203 番 105 : 1,383.47 m ²
	交 通 状 況	札幌市営地下鉄南北線「澄川」駅 徒歩 13～15 分
	用 途 地 域	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%/容積率 200%）
	用 途	<必須用途> 以下①及び②の両方を満たすこと ① 500 m²を超える床面積を有する商業施設 ② 下記イ、ロ、ハのうちいずれか 1 つ以上 イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設 ロ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する事業を営む施設 ハ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅 <任意用途> ・上記〈必須用途〉の用途に加えて、関係法令、条例等で建築可能とされている用途の施設は可とします。 ただし、任意用途の施設を併設する場合は、上記〈必須用途〉の面積に含めることはできません。なお、〈用途の制限〉に該当するものは認められませんので、あらかじめ御了承ください。
	用 途 の 制 限	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令及び条例等により建築が制限されているものの他、次に掲げるものは建設できません。 ① 共同住宅、寄宿舍、下宿及び集合住宅の用途。ただし、サービス付き高齢者向け住宅は除く。 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する業種その他これらに類する業の用 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）の事務所その他これらに類するものの用 ④ 澄川 6 条 3 丁目地区地区計画で制限されている用途
土地	契 約 種 類	土地譲渡契約
	地 区 の 概 要	澄川団地を含む区域については、札幌市が策定した「第 2 次都市計画マスタープラン」において、“多様な居住機能や生活利便機能が、相互に調和を保ちながら維持される住宅地の形成を目指す”とされており、将来像のひとつとして「店舗や診療所などの生活利便施設が立地し、自家用車に頼らなくても生活できる環境が整っていること」が示されています。
募集・申込要領	配 布 期 間	令和 5 年 1 月 10 日（火）～ 令和 5 年 1 月 30 日（月） ※土日祝を除く午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

譲受事業者決定に係る手続き	募集・申込要領配布場所等	配布方法は、直接のお受け取り又は郵送とします。 1 直接のお受け取りを希望される場合 令和5年1月30日（月）正午までに、事前に来社日時を事務局にご連絡の上、お越しください。 2 郵送を希望される場合 令和5年1月30日（月）正午までに、事務局までご連絡ください。
	申込方法	機構所定の申込書及び必要書類を作成し、令和5年2月24日（金）午後5時まで に事務局へご連絡の上、持参若しくは郵送にて提出してください。詳細は、募集・申込要領をご確認ください。 《申込書等の受付期間》 令和5年2月22日（水）から令和5年2月24日（金）まで 午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ※郵送の場合、簡易書留等により令和5年2月24日（金）午後5時必着。
	土地譲受事業者の決定	1 お申し込みの際に提出いただいた提出書類等の内容及び申込者の資格等を総合的に審査し、譲受適格者を選定します。なお、選定の結果、「譲受適格者として該当する者なし」とする場合があります。 2 上記1により選定された譲受適格者による競争入札を行い、開札の結果、機構が予め定めた価格以上の最高額入札者を譲受事業者として決定します。
	開札日	令和5年3月7日（火）
	譲渡契約・引渡し予定時期	令和5年3月30日（木）（予定）
お問い合わせ先 （事務局） （募集・申込要領配布 申込受付場所）		〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル2階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 北海道エリア経営センター事業計画課 電話：011-223-3702 ※土日祝を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

